

# 猫の完全室内飼いのすすめ

猫の完全室内飼いは、猫にとっても人にとっても、メリットが多くあります。

野外での自由な生活は、猫たちにとって快適に見える一方で、交通事故、病気やノミの感染等、様々な危険も伴います。

また、猫のフン尿や鳴き声等で周辺住民とのトラブルにも繋がります。

適切な環境を用意すれば、猫は外に出さなくても家の中だけで十分満足します。

完全室内飼いを選択し、猫にとっての安全と幸福を守りましょう。



## 完全室内飼いのポイント

- 猫が高いところに登れるよう、キャットタワー等を設置する。
- 外を眺められるよう、窓の近くに台を設置する。
- 猫用トイレを清潔に保つ。

【お問い合わせ先】 住民生活課 (TEL : 63・3800)

# 定額減税・給付金詐欺にご注意ください!

定額減税や給付金をかたった不審な電話、

ショートメッセージやメールにご注意ください。

定額減税については、国税庁(国税局、税務署を含みます)や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報(銀行の口座番号や暗証番号など)をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。



【お問い合わせ先】 税務課 (TEL : 63・3802)

# 空家なんでも相談会

本県では、継続して相談会・セミナーを開催しています。

現在、空き家を所有している方だけではなく、今後、相続等により空き家を所有するかもしれない方も、将来、空き家で困ることのないように、専門家による相談対応を行っています。

この機会にぜひご利用ください。

**日 時** : 8月25日(日) 午後1時30分~4時(予約制)

**場 所** : 日高振興局本館2階 小会議室

**申し込み先** : 日高振興局建築グループ

①氏名 ②連絡先 ③相談内容 についてお伺いします。

※事前に申し込みが必要です。

## 相談対応する専門家

宅建取引士、司法書士、建築士、行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士 など

空き家の所在地がお住まいの地域でなくても、それぞれの会場がWEBで繋がっておりますので別地域の相談が可能となっています!

【申し込み先・お問い合わせ先】 日高振興局 建築グループ (TEL : 24・2908)



# 児童扶養手当・特別児童扶養手当・ 現況届のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受けている方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。

**期 間：** 8月1日～8月30日まで

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。

現況届の提出がない場合、受給資格があっても手当が受けられない場合がありますので、忘れずに手続きをしてください。2年間この届を提出しないと受給資格がなくなります。



## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 児童扶養手当額(月額)

児童扶養手当額(月額)		
第1子	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円
第2子	全部支給	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円
第3子	全部支給	6,450円
	一部支給	6,440円～3,230円

支払期	9月期	11月期	1月期	3月期
支払日	9月11日	11月11日	1月10日	3月11日
支給対象月	7月・8月分	9月・10月分	11月・12月分	1月・2月分

## 特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 特別児童扶養手当額(月額)

特別児童扶養手当額(月額)	
1級	55,350円
2級	36,860円

支払期	8月期	12月期
支払日	8月9日	12月11日
支給対象月	4月～7月分	8月～11月分

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)